

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対応状況について

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の経済対策の一環として実施するもの。

1 制度概要

(1)対象世帯

① 住民税非課税世帯【約16万7千世帯(見込)】

基準日(令和3年12月10日)時点で本市に住民票があり、世帯全員が令和3年度 非課税世帯。世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯を除く。

② 家計急変世帯【約2万世帯(見込)】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯を除く。

(2)給付額 1 世帯あたり10万円

2 予算

(千円)

	総 額	給付費	事務費
12月補正	13,400,000	13,000,000	400,000
2月補正(案)	6,100,000	5,700,000	400,000

※全額国庫補助(10/10)

3 申請・支給状況(令和4年3月16日時点)

	申請件数 A(うちオンライン)	支給件数 B (支給率 B/A)
非課税世帯	123,730 件 (11,527件)	113,612 件 (91.8%)
家計急変世帯	417 件 (-)	83 件 (19.9%)

※非課税世帯 2月7日～ 「確認書」発送・受付開始(オンライン・郵送)
3月中・下旬 申請勧奨(個別通知・市政だより・ホームページ)

※家計急変世帯 2月14日～ 「申請書」配布・受付開始(郵送)

4 今後のスケジュール

(1)非課税世帯(「支給要件確認書」発送世帯)

4月中旬 申請勧奨(個別通知・市政だより・ホームページ)

5月 提出期限(発行日から3か月以内)

(2)家計急変世帯・非課税世帯(申請が必要な世帯)

4月中旬 広報(市政だより・ホームページ等)

時期調整中 相談会の開催

8月中旬 広報(市政だより・ホームページ等)

9月末 申請期限